

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和3年11月18日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「R3 ○耕・○○海岸除草及び廃棄物処理業務に関する委託業務完了報告書及び支配に関する書類全部、伺い含む 農林水産部○○」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和3年12月2日、実施機関は、別表に掲げる公文書を特定し、条例第8条第1号及び第2号に該当する部分を除いた部分を公開する公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和3年12年8日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和6年3月26日、実施機関は、徳島県情報公開・個人情報保護審査会に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求書には「県の枉法行為を確認した為」と記載されている。

2 審査請求の理由

審査請求書には「あるべき書類（マニフェスト）及び消火器の処理業者の処理資格等の書類がないので出せ」と記載されている。

第4 実施機関の説明要旨

1 本件処分の根拠条文

本件処分は、条例第12条第1項に基づき行ったものである。

また、本件処分を決定するに当たり、本件請求は、条例第8条第1号及び、第2号

に該当するものと判断した。

2 条例第8条第1号及び第2号の趣旨

条例第8条第1号では、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの、条例第8条第2号では、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるものと定められている。

3 本件処分の理由

実施機関は、本件請求に係る公文書を、「R3 ○耕○○海岸除草及び廃棄物等処理業務」の業務完了報告書及び委託業務完了検査等の関係書類」（以下「本件書類」という。）と特定した。

本件書類に記載している個人名、産業廃棄物管理表交付担当者の氏名や運搬担当者名は、特定の個人が識別できる情報であることが明らかであり、条例第8条第1号に該当するとして非公開とした。

また、本件書類に記載している金融機関コード、支店コード、金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義及び特定非営利活動法人○○理事長の印影は、法人に関する情報であり、条例第8条第2号に該当するとして非公開とした。

審査請求人は審査請求の理由として「県は、あるべき書類（マニフェスト）及び消火器の処理業者の処理資格等の書類がないので出せ。」と主張しているが、実施機関は今回の決定において、非公開情報を除き全て公開している。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
令和6年3月26日	諮問
令和7年7月28日 第1部会（第25回）	審議
同年 8月26日 第1部会（第26回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求に係る公文書について

本件請求は、県が発注した「R3 ○耕○○海岸除草及び廃棄物処理業務」（以下

「本件業務」という。)に関する委託業務完了報告書及び代金の支払に関する公文書のうち、南部総合県民局農林水産部<〇〇>において保有するものの公開を求めるものである。

実施機関は、公文書公開請求書に基づき、上記の内容で本件請求に係る公文書を特定し本件処分を行っているのに対し、審査請求人は審査請求書において、あるべき書類として、マニフェスト及び消火器の処理業者の処理資格等の書類が存在し、これらの書類を含めて特定すべき旨主張していると解されるから、実施機関の行った公文書の特定の妥当性について以下検討する。

2 実施機関の行った公文書の特定の妥当性について

産業廃棄物の排出事業者は産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、マニフェストを交付し、運搬、処分等が終了したときは、マニフェストの写しの送付を受け、最終処分まで確認する義務がある（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の3）。このマニフェスト制度は、産業廃棄物を委託処理する排出事業者の責任を確保するとともに、不法投棄を未然に防止することを目的とした制度である。

本件業務においては、受託業者が排出事業者となるから、県がマニフェストの写しの送付を受ける立場にはないが、本件業務の委託契約に基づき、受託業者が廃棄物等の処分に係る数量を確認できる書類として県に提出したものが、本件処分において公開された公文書に含まれている。

また、消火器の処理業者の処理資格の書類については、本件業務の委託契約においては、受託業者が県に提出する義務はない。

したがって、公文書の特定に関する審査請求人の主張は、これを採用することができず、実施機関が特定した公文書に特段の不足はなく、その特定は妥当なものと認められる。

3 条例の規定について

条例は、県政の諸活動を県民に説明する県の責務が全うされるよう、公文書の公開を請求する権利を規定し、その解釈・運用に当たっては、公文書の公開を請求する権利を十分に尊重しなければならないとしている（第3条）。もっとも、この公文書公開請求権は絶対無制限なものではなく、公開すれば個人、法人等の権利利益を侵害したり、公共の利益を損なったりする場合など、公開しないことに合理的な理由のある情報を例外的に非公開情報として条例第8条各号に定めている。したがって、審査に当たっては、原則公開の理念に照らし、公開文書の情報が非公開情報に該当するかどうかを、条例第8条各号の文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別具体的に判断する必要がある。

実施機関は、個人に関する情報及び法人に関する情報を非公開とした説明していることから、これらの情報が条例第8条第1号及び第2号に該当するかが問題となる。

これらの規定の該当性については、それぞれ以下の解釈により判断することとする。

(1) 条例第8条第1号について

条例第8条第1号は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非公開情報とし、個人の権利利益を保護する観点から、個人に関する情報を非公開とする旨を規定している。

ア 特定の個人を識別することができる情報（イを除く。）

個人の氏名、生年月日及び住所等の、それだけで特定の個人を識別することができる情報をいう。

イ 他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報

ア以外の記述等であっても、単独では必ずしも特定の個人が識別され得るとはいえないが、他の情報と照合することにより特定の個人が識別され得ることとなる場合には、当該記述等は特定の個人を識別することができる情報に該当する。

(2) 条例第8条第2号について

条例第8条第2号は、営業の自由や事業者の社会的評価の保護等の観点から、法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、当該事業者の正当な利益を損なうこととなる情報を非公開情報として定めたものである。

同号の「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」の「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権など法的保護に値する権利一切をいい、「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位をいう。また、「その他正当な利益」には、社会的信用等のほか、事業運営上のノウハウや内部管理に属する事項など、その取扱いについて社会通念上当該法人等又は事業を営む個人の自由が尊重されるものを広く含むものである。

「正当な利益を害するおそれがあるもの」の判断に当たっては、それぞれの事業の性格、規模、事業内容等に留意しながら、当該情報を公開した場合に生ずる影響を個別的、客観的に検討し、慎重に判断する必要がある。例えば、経営方針、財務管理、労務管理など事業者の内部限りにおいて管理し、開示する相手方を自ら選択する利益を有する情報（以下「内部管理情報」という。）については、これを当該事業者の意思にかかわらず公開することは、当該事業者の自律性への不当な侵害となるおそれがあると考えられる。

4 条例の非公開情報への該当性について

(1) 条例第8条第1号について

別表に掲げる公文書の非公開部分の(3)から(7)までについては、個人名、産業廃棄物管理表交付担当者の氏名及び運搬担当者名である。

これらは、個人に関する情報であって、当該記述等により又は他の情報と照合することにより特定の個人を識別できるものであり、条例第8条第1号に該当する。

(2) 条例第8条第2号の該当性について

ア 別表に掲げる公文書の非公開部分の(1)について

本件業務の委託料の振込先である、受託業者（法人）の銀行口座の金融機関コード、支店コード、金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義である。

法人の取引金融機関に関するこれらの情報は、法人の内部管理情報であり、これを当該法人の意思にかかわらず公開することは、当該法人の自律性への不当な侵害となるおそれがあると認められるため、条例第8条第2号に該当する。

イ 別表に掲げる公文書の非公開部分の(2)について

本件業務の受託業者である特定非営利活動法人〇〇理事長印の印影である。

法人の代表者印の印影は、これを公にすると、印章を偽造されて第三者に悪用される場合があるなど、当該法人の財産等を侵害するおそれがあると認められるため、条例第8条第2号に該当する。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

6 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿

(50音順)

氏 名	職 業 等	備 考
泉 純	行政書士	
大森 千夏	弁護士	部会長
鎌谷 郁代	税理士	
戸田 順也	弁護士	

別表

公文書の件名又は添付書類の名称	非公開部分		条例第8条の該当する号
令和3年10月12日付け 支出命令書1ページ～2ページ	金融機関コード、支店コード、金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義	(1)	第2号
令和3年9月28日付け 委託業務検査復命書			
令和3年9月28日付け 委託業務検査結果調書			
令和3年9月28日付け 委託業務完了承認書（案）			
令和3年9月28日付け 写真1ページ～3ページ			
令和3年9月28日付け 業務完了報告書	特定非営利活動法人〇〇理事長印の印影	(2)	第2号
R3〇耕 〇〇海岸除草及び廃棄物等処理業務 成果報告 1ページ～29ページ			
廃棄物処理調書			
仕入伝票			
21.8.25付けNo.8805、No.8829計量伝票、21.8.26付けNo.8836計量伝票	個人名	(3)	第1号
21.8.26付けNo.8837計量伝票、21.9.6付けNo.9111計量伝票	個人名	(4)	第1号

3年8月25日付け交付番号06753244901、06753244890産業廃棄物管理票	交付担当者の氏名、運搬担当者名	(5)	第1号
3年8月26日付け交付番号06753244886、06753244875産業廃棄物管理票	交付担当者の氏名、運搬担当者名	(6)	第1号
3年9月6日付け交付番号06818515034産業廃棄物管理票	交付担当者の氏名、運搬担当者名	(7)	第1号